中国の最新事情を考える

中国商標法 第5次改正のポイント

実務に直結ー法改正に伴う変化と対応策

受講料 無料

第5次改正で、何が変わるのか？

中国商標法改正案が可決され、2027年1月1日より施行されることが決まりました。今回の第5次改正では、実務に関わる重要な変更が盛り込まれています。

本セミナーでは、新法の主な改正点をわかりやすく解説し、特に日系企業が注意すべきポイントを取り上げます。商標の出願・管理や権利行使など、今後の実務にどのような影響があるのかを具体的にお伝えします。

今回は、中国の知的財産分野で豊富な実績を持つ林達劉グループの代表取締役である魏啓学氏も来日。講師は、中国と日本の商標事情に精通する弁理士・耿秋氏が務めます。

改正によって何が変わるのか、日系企業はどのように対応すべきなのか。中国における今後の商標戦略と具体的な対応策について、最新の実務動向を踏まえて解説していきます。

令和８年 **11**月 **18**日 (水)

50名 (先着順)

14:00 ～ 15:30

無料

京都経済センター 3階 会議室 3 - H
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

▲アクセス

主催 弁理士法人 **京都国際特許事務所**
北京林達劉知識産権代理事務所

共催 一般社団法人 **京都発明協会**

詳しくは裏面へ

【お問い合わせ先】 一般社団法人 京都発明協会
〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134
京都リサーチパーク内 京都府産業支援センター 2階 TEL:075-315-8686

京都発明協会で検索
京都発明協会

セミナー内容

1．新法の主な改正点

（1）商標法の構成変化
（2）商標使用定義の追加
（3）動き商標の新規導入
（4）不登録事由の追加・修正
（5）馳名商標の保護強化
（6）悪意出願に対する規制強化
（7）商標使用管理の強化
（8）損害賠償の計算及び
　　悪意訴訟に関する法整備
（9）手続き上の変化
（10）その他

2．日系企業の留意点

（1）今後の商標出願と使用の全般管理
（2）権利行使の変化及び関連対応策
（3）中国における商標戦略の構築



魏 啓学 氏
（Chixue WEI）

林達劉グループ　代表取締役
中国弁護士・中国弁理士

講師紹介



耿 秋 氏
（Qiu Geng）

林達劉事務所　パートナー　商標弁理士
本部所長補佐　/　上海オフィス所長

代表事例　**「京都宇治」商標無効審判請求の件**

2019年、京都府や宇治市、京都府茶協同組合等と連携して中国商標局を訪問し、
中国における「京都宇治」商標の登録を無効にすることに成功。
京都府知事、宇治市長、京都府茶協同組合から感謝状を受領した。

申込方法　申込締切：11月13日

＜Web申込フォームからお申し込みください＞

◀ 申込フォーム

講座の詳細は、
京都発明協会のHPで
ご確認いただけます。
（お申込も可能）

京都発明協会

京都発明協会HP内
セミナーページ